



「塩竈市犯罪被害者等支援条例」が施行されます

誰もが、ある日突然犯罪被害者やその家族・遺族（犯罪被害者等）になるおそれがあります。犯罪被害者等は、直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによる間接的な被害にも苦しめられる場合があります。

犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻せるよう、塩竈市では令和5年4月1日から、「塩竈市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。犯罪被害者等支援に関する施策へのご理解、ご協力をお願いします。

【各主体の責務】

①市の責務

- ・犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定実施し、施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携協力を図る。

②市民等及び事業者の責務

- ・犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう配慮し、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力する。
- ・犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等が被害に係る手続に適切に関与することができるよう、勤務について配慮する。

【犯罪被害者等のための施策】

- ①相談及び情報の提供等 ②支援金の支給 ③広報及び啓発

【支援金について】

重大な犯罪被害に対し、下記の支援金を給付します。

| 支援内容 | 支援金額 | 対象者 |
|---|--------|---|
| ①遺族支援金 (本人が犯罪行為により死亡した場合、遺族に対して支給) | 30万円 | 本市に住所がある遺族 |
| ②傷病支援金 (本人が犯罪被害により傷病を受けた場合、本人に対して支給) | 10万円 | 本市に住所がある犯罪被害者 (治療に1月以上を要し、かつ3日以上 の入院を要するもの) |
| ③死体検案費用支援金 | 上限10万円 | 本市に住所がある遺族 |

問い合わせ 塩竈市市民生活部 市民課 市民総務係

TEL 022-355-6486

担当 阿部、工藤